

はまかぜ関連事業

寿町にお住まいの方々の
自立をきめ細かくお手伝いできるよう、清掃業務の実技指導や
様々なレクリエーションを行う関連事業を実施しています。



仕事チャレンジ講座

仕事チャレンジ講座の対象者は、20～64歳の男性で、2カ月1クールで年5回実施しています。受講される方の多くは、挨拶をする習慣や会話をする機会から遠ざかっています。

1カ月目(座学)・・・挨拶からの関係づくりや決められた時間を守ることから始めます。次に履歴書づくりや模擬面接を通じた就労準備に移行します。

2カ月目(実技講座)・・・清掃の基本的な技術や知識を身に着けるための講義で、「なぜ基本が大切なのか」を学びます。

実技講座の後半では、近隣の施設や「はまかぜ」に於いて清掃実習が行われます。実技講座で習った技術を生かして受講者同士が協力しながら取り組むことで、チームワークが養われていきます。

講座が終了するころには、受講された方々が、自信を取り戻し、修了式の後には横浜市のケースワーカーや就労支援員による支援を受け、それぞれの道へと歩んでいきます。

寿でい ふれあいの広場

～匡済会の社会貢献自主事業～

利用者の皆さんが、それぞれの役割を持ち、お互いに助け合いながら活動しています。活動日は火曜日から金曜日で、一日15～20名の利用者が午前中はレクリエーション、その後昼食、入浴で過ごされます。

花見会・料理教室・カラオケ・室内ゲーム(グランドゴルフ・吹き矢・ダーツ等)・クリスマス会・新年会等プログラムも盛り沢山。寿地区自治会の行事にも参加して、皆さん和気あいあいと楽しんでいます。

利用者は寿地区に居住する概ね60歳以上の方で、最高年齢は84歳、最低年齢は62歳、平均年齢は70歳です。皆さん元気いっぱい年齢を感じさせません!



はまかぜの沿革

大正10年5月 現横浜駅東口そごうデパート玄関口に、神奈川県匡済会が労働者の宿泊施設横浜社会館を開設。

昭和40年3月 社会館の宿泊事業は、横浜市内南区中村町に開設の勤労者宿泊施設横浜南浩生館へ引き継がれる。

平成3年3月 横浜南浩生館の一部において緊急一時保護事業開始。

平成6年11月 「まつかぜ」宿泊所開設、緊急一時事業を本格開始。

平成12年5月 南浩生館と「まつかぜ」宿泊所が自立支援センターとして国の認可を受ける。

平成13年4月 南浩生館の入所枠を「まつかぜ」宿泊所に統合し、翌年南浩生館を閉鎖。

平成15年6月 「まつかぜ」宿泊所を移転整備し、横浜市ホームレス自立支援施設「はまかぜ」として運営開始。

平成27年4月 生活困窮者自立支援法を法的根拠とし、一時生活支援事業と自立相談支援事業を一体として運営開始。



横浜南浩生館

アクセス



社会福祉法人
神奈川県匡済会

〒245-0016 横浜市区泉町 6181 番 2 TEL : 045-803-8684 FAX : 045-805-0612
E-mail : honbu@kyosaikai.jp URL : <http://www.kyosaikai.jp/>

ぎょうさいかい

検索

大正7年7月から8月にかけて米価の暴騰、物価の高騰に苦しむ市民や労働者等による米騒動が全国的に起こりました。

こうした状況下、市民生活の救済を図るため、横浜財界人による多額の寄付金をもとに、同年10月「神奈川県救済協会」を設立。米の廉売や公設市場、労働者宿泊所(横浜社会館、川崎社会館)の建設など、当時、社会が抱えていた様々な問題に先進的、主導的に取り組みました。

翌年12月、「一般社会状態及び生活状態を調査し匡済の方法を講じる」とし、名称を「神奈川県匡済会」に変更し、設立から100年を経た今日まで、時代の変遷に即応した社会福祉事業を展開してまいりました。

現在は、保育事業、高齢福祉関連事業、生活困窮者自立支援事業、生活保護事業等、計13事業を実施しております。



横浜社会館

横浜市生活自立支援施設

はまかぜ



私たちの思い……神奈川県匡済会の基本理念

あらゆる人の尊厳を守り
常に人が人として文化的生活を営めるよう
その自立に向けた支援に努める

この基本理念こそ、私たち、神奈川県匡済会で一緒に働く仲間の「心からの思い」であり「行動の宣言」です。



社会福祉法人
神奈川県匡済会

生活にお困りの方に

横浜市生活自立支援施設「はまかぜ」は、生活困窮者自立支援法に基づく施設です。
住むところがなく、生活にお困りの方に対して、一時的な宿泊場所を提供し
生活支援、就労支援などを通じて、安定した生活が送れるようにサポートします。
「はまかぜ」という名称は、生活困窮者が浜の風に乗って、
再び社会という海原に漕ぎ出して欲しいという
思いを込めて、名付けられました。

一時支援

一時的な宿泊場所並びに
食事、衣類及び
日用品の提供

【運営方針】

利用者の人権尊重を第一とし
利用者個々の
人権擁護に努めます

利用者には公平に接し
丁寧な対応をするよう努めます

職員は個人の情報保護を徹底します

職員は利用者の人権擁護について
研修等を通じて
自己研鑽に励みます

生活支援

生活に関する
相談及び支援

就労支援

支度金、食費、交通費の
支給ほか

健康支援

健康に関する
相談、支援並びに
健康診断

居住支援

自立に向けた居住場所の
確保に関する支援

アウトリーチ 活動

(巡回相談)

○定員及び利用期間
250名定員／原則3ヶ月で最大6ヶ月まで利用可能
○職員の配置
施設長、事務員、生活支援員、看護師 計26名
職業相談員、その他職員が配置されています。

○利用のしかた
各区福祉保健センターの窓口や、夜間巡回相談等を通じて、福祉センター長が行う一時生活支援事業の利用決定を受けた方を対象としています。本人の利用許可申請を受け、横浜市の指定管理者である当法人が利用の許可をします。

生活支援事業の流れ



- 1 入所～支援対象者の決定～**
区役所の生活支援課の窓口で入所相談を行います。本人が希望する場合は、区役所からはまかぜに連絡をして入所の依頼をします。
- 2 健康診断**
入所後の健康診断は必須となっています。
- 3 アセスメント実施**
はまかぜの支援員が本人の主訴、生育歴、健康状態、収入状況、職歴などを聴取し、課題を整理し、支援の方向性を検討します。
- 4 支援プラン作成**
アセスメントで得た情報をもとに、本人と支援プランを作成します。
- 5 支援調整会議事前協議**
区役所とプランの適切性の協議、区からの依頼事項や、役割分担の確認を行う。
- 6 支援調整会議**
支援プランを利用者本人と共有し、確定させます。
- 7 モニタリング(6週間後、10週間後に実施)**
プランの進捗状況の確認を行い、施設生活の様子や課題をチェックし、区役所に報告します。
- 8 退所**
支援のまとめと今後の課題、支援員の意見等をまとめ、区役所に報告します。

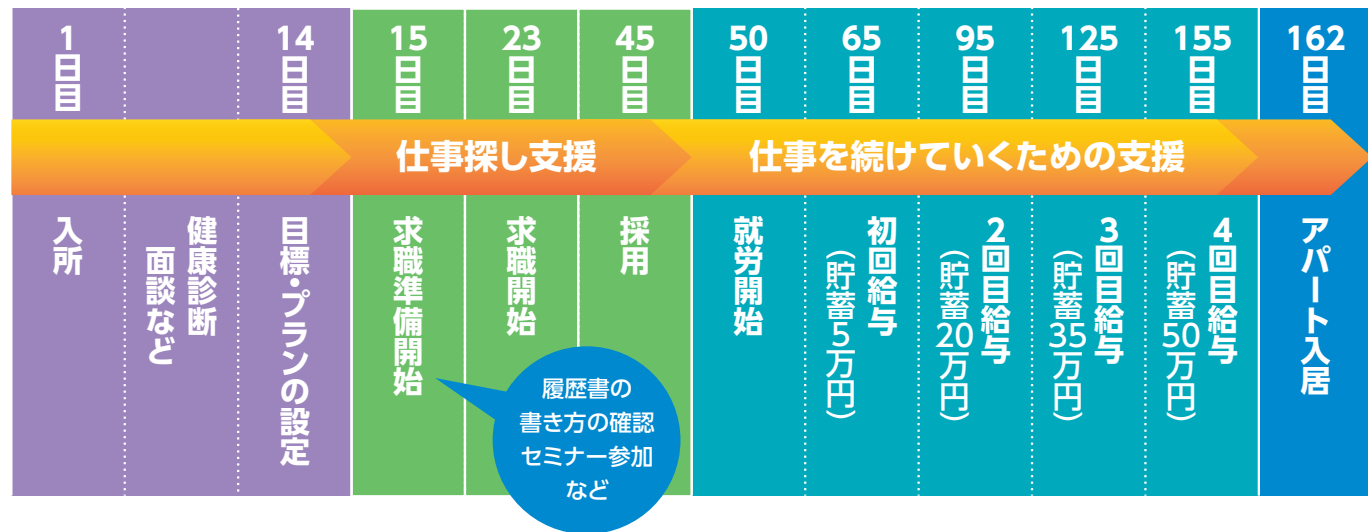


自立に向けた支援

健康状態や、抱えている事情は一人ひとり異なるため、社会復帰への道筋も様々です。
再び安定した生活を送れるようになるまでの流れを、例として挙げました。

例1 就労プログラム利用～アパート入居

(30代男性、健康。目標:就職してアパートで暮らす)



例2 更生施設入所

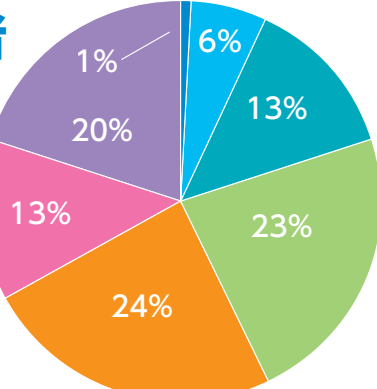
(50代男性、体調に不安あり、今すぐに就労による自立を目指すことが難しい。目標:更生施設への入所)



年齢別利用者の割合

20歳未満
20歳代
30歳代
40歳代

50歳代
60～64歳代
65歳以上



常用雇用となり 退所された 利用者の 居住先

アパート
社員寮等
ほか

